

船舶事故調査報告書

平成28年1月28日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄司邦昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根本美奈

事故種類	被引浮体搭乗者負傷
発生日時	平成27年7月26日 13時10分ごろ
発生場所	福島県猪苗代町翁島北東方沖（猪苗代湖） 名倉山二等三角点から真方位068°3,600m付近 （概位 北緯37°31.5′ 東経140°04.1′）
事故の概要	水上オートバイZⅡは、被引浮体をえい航して遊走中、被引浮体の搭乗者が落水した。 搭乗者は、負傷して病院に搬送された。
事故調査の経過	平成27年7月27日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	水上オートバイ ZⅡ、0.1トン 210-54318福島、個人所有 2.85m (Lr) × 1.06m × 0.43m、FRP ガソリン機関、188.00kW、平成22年4月
乗組員等に関する情報	船長 男性 41歳 特殊小型船舶操縦士 免許登録日 平成26年8月18日 免許証交付日 平成26年8月18日 （平成31年8月17日まで有効） 搭乗者 男性 31歳
死傷者等	重傷 1人（搭乗者）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北西、風速 約5m/s、視界 良好 水象：波高 約50cm
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、知人1人（以下「搭乗者」という。）をソファー型トーイングチューブと称する浮体（以下「本件浮体」という。）に乗せ、本件浮体をえい航しながら猪苗代湖北方のマリーナを出発し、別の知人が操縦する水上オートバイと共に、同マリーナの南東沖を約40～50km/hの速力で遊走していた。 船長は、同マリーナから500mほど南東方において、大きく左旋

	<p>回した際、本件浮体が軽くなった気がしたので、後方を確認したところ、搭乗者が落水していることを知った。</p> <p>搭乗者は、同行していた水上オートバイに救助され、救急車で福島県会津若松市の病院に搬送され、脳内出血の手術を受けた。</p>
その他の事項	<p>本件浮体は、取っ手及び背もたれが付いた2人乗り（長さ約167cm、幅約152cm）であり、本事故時、搭乗者1人が本件浮体の中央で両足を前に伸ばし、両手で取っ手を握った状態で乗っていた。</p> <p>船長は、直径約10mm、長さ約20mのえい航索を使用してえい航中、旋回時には、本件浮体が遠心力で外側に振り回されることを知っていた。</p> <p>船長は、ふだん、浮体をえい航する際、浮体及び搭乗者の状態を観察する目的で、別の水上オートバイを浮体の横又は後方に同行させており、本事故時も別の知人が操縦する水上オートバイが本件浮体の後方を同行していた。</p> <p>別の知人は、本件浮体の後方を航行していて、搭乗者の状態を見ることができなかった。</p> <p>船長は、本事故当時の波高が約50cmであり、ふだんより少し波が高いと感じていた。</p> <p>船長及び搭乗者は、本事故当時、それぞれ救命胴衣を着用していた。</p> <p>搭乗者からの情報は、得ることはできなかった。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	あり なし 不明 <p>本船は、翁島北東方沖において、船長が、長さ約20mのえい航索を用いて本件浮体をえい航中、約40～50km/hの速力で旋回したことから、本件浮体が遠心力により外側に振り回され、搭乗者が湖面に投げ出されて負傷したものと考えられる。</p> <p>搭乗者は、本件浮体が遠心力により外側に振り回された際、取っ手から手が離れて湖面に投げ出されて負傷したものと考えられるが、負傷に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、翁島北東方沖において、船長が、長さ約20mのえい航索を用いて本件浮体をえい航中、約40～50km/hの速力で旋回したため、本件浮体が遠心力により外側に振り回され、搭乗者が湖面に投げ出されたことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浮体をえい航して遊走する場合は、浮体及び搭乗者の状況を確認するとともに、搭乗者に対する安全措置を十分に講ずること。

	<ul style="list-style-type: none">・ 船長は、浮体をえい航した状態で旋回する際、浮体が遠心力により外側に振られることを念頭に置き、海面又は湖面の状態、風の状態を確認して、安全な旋回半径及び速力で旋回すること。・ 浮体に搭乗する場合は、浮体が遠心力により外側に振られたり、浮体から落水したりすることを念頭に置いておくこと。・ 船長は、浮体搭乗者に、頭部保護用具を装着させることが望ましい。
--	--